

宮崎市自主防災組織整備推進要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び宮崎市地域防災計画の趣旨に基づき、自主防災組織の育成を推進することに関し必要な事項を定めることにより、住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念を育て、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自治会等や自治会等が連合したもので、その地域の防災活動を行うため、規約及び防災計画を策定し、かつ活動・運営している組織をいう。

(自主防災組織の基準)

第3条 自主防災組織の基準は、次のとおりとする

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 自治会を単位として結成された住民組織
 - イ 住民組織であって、その活動区域の地形、面積、構成世帯の規模、形態等の事情により、自主防災組織の効果的な運営を図るため、当該住民組織の意思により、地域を分割し、又は統合して結成されたもの
- (2) 「情報班」「消火班」「救出救護班」「避難誘導班」「給食給水班」等の組織を編成し、かつ、役割分担に基づいて活動する組織であること。

(結成の届出)

第4条 自治会等の代表者が、自主防災組織を結成しようとするときは、自主防災組織結成届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織規約の写し、又はこれに準じるもの
- (2) 自主防災組織の組織図
- (3) その他参考となる書類

(変更の届出)

第5条 自主防災組織の代表者は、前条の規定による届け出後に規約、組織等に変更があった場合は、自主防災組織変更届（様式第2号）をその都度市長に届け出なければならない。

(解散等の届出)

第6条 自主防災組織の代表者は、第4条の届出を行った自主防災組織が、解散し、又は活動を休止したとき、若しくは他の自主防災組織との合併等により組織が消滅したときは、速やかに自主防災組織解散等届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(結成の促進)

第7条 市は、住民組織との交流の機会をとらえて、地域における防災意識の高揚を図り、自主的に自主防災組織を結成するよう促進するものとする。

(育成の方針)

第8条 自主防災組織の育成にあたっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織づくりを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう消防機関と連携して指導するものとする。

(防災資機材の交付)

第9条 自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資機材について、別に定めるところにより、予算の範囲内で交付することができる。

(訓練の実施)

第10条 自主防災組織は、自らの地域における防災訓練等を計画的に実施するとともに、市が主催し、又は共催する防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の活動能力の向上を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。
この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、既に結成されている自主防災組織は、この要綱による自主防災組織とみなす。